

「会津若松市災害時要配慮者支援プラン（全体計画）策定案」に対する市民意見公募（パブリックコメント）の結果と市の考え方について

募集方法及び結果は下記の通りです。

- 1 募集期間 平成30年2月9日（金）～平成30年3月10日（土）
- 2 周知方法 市ホームページ及び市政だよりによる広報
市政情報コーナー、各支所、各市民センター及び危機管理課窓口における閲覧
- 3 意見を提出できる人
 1. 市の区域内に住所を有する方
 2. 市の区域内に通勤、通学する方
 3. 市の区域内で活動する個人または団体
- 4 意見提出者数及び提出方法 1名（危機管理課へ持参）
- 5 意見件数 2件（1人）
- 6 意見の要旨と市の考え方

No.	意見の内容	市の考え方
1	名簿情報提供にかかる本人の同意は、自動継続されるとあるが、要支援者本人の身体状況など変化があると思われるので、自動継続をしない運用にすべきと考える。	同意については、名簿登録及び支援等関係者への情報提供に対する要支援者本人の意思表示であり、状況変化にかかるものではありません。 なお、状況変化につきましては、福祉部局の業務に連動し、名簿作成時には更新を図るものです。
2	避難支援の基本的な考え方における、避難誘導等の支援活動が町内会からどの程度協力を得られるか、疑問である。	あらかじめ、要支援者の近隣で支援できる方の登録を進め、個別計画を作成してまいります。 登録にあたっては、要支援者本人が近隣の方に依頼をし、登録申請をしていただくため、支援者の選定など町内会に負担のないような方式としております。 一方、災害が起きた際、近隣の支援者不在も考えられることから、地域の助け合い（共助）が機能するよう、普段の見守りや交流、また防災意識の向上が重要であると考えております。